

令和3年度

定期監査報告書

(本庁、支所、幼稚園・保育園、小・中学校ほか)

駒ヶ根市監査委員

監査 ～ 44
令和4年1月31日

駒ヶ根市長 伊藤 祐三 様
駒ヶ根市議会議長 小林 敏夫 様
駒ヶ根市行政委員会の長 様

駒ヶ根市監査委員 竹村 正司
同 下平 昭治
同 三原 一高

令和3年度定期監査の結果報告について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和3年度の定期監査（本庁及び出先）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づく定期監査

第2 監査の期日及び対象

期 日	監 査 対 象 部 局
10月5日(火)	総務部；総務課・選挙管理委員会・固定資産評価審査委員会、 〔含；(株)エコシティ・駒ヶ岳の経営状況〕、税務課、危機管理課 総務部出先機関〔中沢支所・中沢財産区、東伊那支所〕
10月8日(金)	教育委員会；子ども課〔含；(一財)駒ヶ根市給食財団の経営状況〕、 社会教育課〔含；(公財)駒ヶ根市文化財団の経営状況〕
10月14日(木)	産業部；農林課・農業委員会、 商工観光課〔含；駒ヶ根高原温泉開発(株)の経営状況〕
10月19日(火)	会計室、議会事務局・公平委員会事務局・監査委員事務局 民生部指定管理者施設 〔駒ヶ根市障がい者センター高砂園、駒ヶ根市地域活動支援センターたんぼ ぼの家〕 産業部指定管理者施設 〔駒ヶ根市駅前ビル市民交流活性化センター、駒ヶ根駅前駐車場、森と水の アウトドア体験広場、駒ヶ根市産地形成促進施設駒ヶ根ファームス農畜産 物展示・加工等コーナー〕
10月26日(火)	教育委員会出先機関及び指定管理者施設 〔経塚保育園、福岡教職員住宅、赤穂南学校給食センター、赤穂南小学校、 すずらん子ども交流センター、中沢小学校、下平幼稚園、赤穂保育園、 すずらん公園、つくし園、東伊那保育園、駒ヶ根市天竜かっぱ広場、 東中学校、竜東学校給食センター、赤穂東子ども交流センター〕
11月4日(木)	建設部；建設課、都市計画課、上下水道課〔含；公営企業会計〕
11月11日(木)	総務部；企画振興課 財政課〔含；駒ヶ根市土地開発公社の経営状況〕
11月16日(火)	民生部；生活環境課 建設部出先機関〔切石浄水場〕 教育委員会指定管理者施設〔駒ヶ根市丸塚運動場、丸塚公園〕 産業部指定管理者施設〔駒ヶ根シルクミュージアム、駒ヶ根ふるさとの家〕
11月25日(木)	民生部；福祉課、地域保健課、市民課 総務部出先機関〔市民活動支援センターぱとな〕

第3 監査の期間

令和3年9月2日から令和4年1月24日まで

第4 監査の実施場所

駒ヶ根市役所 第5会議室（出先及び指定管理者施設にあつては現地）

第5 監査の実施内容及び着眼点

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和3年度の財務等に関する事務の執行について、予め主要事業執行状況一覧表などの資料の提出を求め、提

出資料に基づき関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行い、必要に応じ関係書類の検査及び実地検査を実施した。

監査に当たっては、その事務が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されており、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き次のとおり着眼点を定めて監査を実施した。

また、定期監査の一環として、公の施設の指定管理者及び出資法人に対する指導監督の状況についても関係職員から説明を聴取するとともに、質疑を行い、必要に応じ実地検査を実施した。

なお、本監査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

(1) 一般・特別会計、公営企業会計の着眼点

- ①事務事業が計画的、合理的に行われているか。
- ②事務事業が公正で、住民福祉の増進に役立つよう行われているか。
- ③事務事業が関係法令等に基づき行われているか。
- ④経済的、かつ効率的な支出が行われているか。
- ⑤公有財産、物品等の管理運用は適切に行われているか。(現金管理を含む)
- ⑥組織及びその運営が合理的か。
- ⑦他団体会計の処理は適正に実施されているか。

(2) 公の施設の指定管理者の着眼点

- ①管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ②管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③管理に関する協定等の締結は適正か。
- ④協定等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤市と指定管理者の責任の分担は明確になっているか。
- ⑥管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か。
- ⑦管理業務報告書の点検は適切か。
- ⑧管理者に関する指導監督は適切に行われているか。その記録はあるか。
- ⑨利用状況に注意を払い、利用の促進に努めているか。

(3) 出資法人の着眼点

- ①出資者の権利が適切に行使されているか。
- ②法人の経営成績、財政状態等が正確に把握され、必要な措置を講じているか。
また、その記録はあるか。

第6 監査の結果

財務等に関する事務の執行については、監査した限りでは概ね適正であると認められた。安全・安心な市民生活の確保に向け、今後とも公正かつ効率的な事務事業の執行を期待するものである。

なお、一部に改善又は改善の検討を要すると思われる事例も見受けられたため、令和4年1月24日付、監査～43で駒ヶ根市長に令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項として提出した。内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じられたい。

第7 令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項

I 全体的要望事項

(1) 他団体会計の取り扱いについて

各課が所管する他団体会計は、自治体の輪番によるものや、事務の性格上から担当部署の職員が取り扱わざるを得ないといった事情は理解できるが、不祥事等の未然防止の観点から必要最小限の取り扱いとすることを重ねて検討されたい。

また、収入票・支出命令書は起票されているが決裁印のないものや日付の記入漏れがあった事例、通帳に動きがあるにも関わらず、収入票が起票されていなかった事例が今年も見受けられたので、改善整備されたい。

更に立替払いの原則禁止、源泉徴収事務の取り扱い等、すべて公金に準じた適正な処理を徹底するとともに、備えるべき書類として規約（目的や決裁権者が分かるもの）、予算書、事業計画書、収入票、支出命令書、予算差引簿、金銭出納帳等の整備を徹底されたい。【指摘事項】

(2) 鍵の管理について

出先機関において、台帳に記載のない鍵が存在するなど鍵管理台帳や鍵引継書が未完成のところがあった。所管課は出先機関の管理者と連携をとり鍵管理マニュアルに沿った指導監督を徹底されたい。 【要望事項】

(3) 提出書類の確認について

昨年度も要望したが、例月出納検査や決算審査及び定期監査を実施する中で、細かい所のチェックが出来ていない書類が散見された。以前に比べ職員数が削減され、多岐にわたる業務を遂行していくことは容易な事ではないと推察するが、作成した書類や伝票は公文書であることを認識し、日々の業務に励んでいただきたい。 【指摘事項】

(4) 樹木、石碑・モニュメント等の管理について

平成 30 年度の定期監査においても要望したが、市が管理している施設内の樹木やモニュメントについては、定期的に点検等を行い、その記録をつけると共に地震や強風または触れることにより倒壊の恐れのある樹木や石碑、モニュメントなどは、伐採や補強工事など早期に対応をされたい。 【要望事項】

II 所管別指摘事項及び要望事項

1 総務部

1-1 総務課

(1) 草刈り作業における事故防止について

職員が草刈り機を使用して除草作業を実施した際に小石を飛ばして近くに駐車していた車両の窓ガラスが割れたり、車体を傷つけたために損害賠償をしている事故が毎年のように発生しており、本年度も6月に1件発生している。

何れも人身事故には至っていないが、場合によっては深刻な事態になることも有り得るため、管理監督者は、作業前に作業手順等確認し、事故を起こさないための対策を講じてから作業を開始するとともに、組織全体として、安全作業の徹底を図られたい。 【要望事項】

(2) 総務課所管の他団体会計について

所管している3会計の中で、支出命令書は起票されているが、添付の領収書に宛名の記載のないもの、役員手当の支払いにおいて受領印も受領の署名もないものがあった。

また、平成 28 年度末で閉鎖することの決裁を受けておきながら、未だに閉鎖していない会計も見受けられたので、改善整備されたい。 【指摘事項】

1-2 危機管理課

(1) 危機管理課所管の他団体会計について

所管している2会計の中で、支出命令書は起票されているが、請求書は別の簿冊に綴られており、請求書の添付がなく補助金の支払いが完了している事例があったので、公金に準じた会計処理となる様に改善整備されたい。【指摘事項】

2 民生部

2-1 生活環境課

(1) 生活環境課所管の他団体会計について

所管している2会計の中で、入金から30日以上経過しているにも関わらず収入伝票や戻入伝票が作成されていない事例があった。適正な会計処理となる様に改善整備されたい。

【指摘事項】

3 産業部

3-1 農林課

(1) 新宮川岸地区における(仮称)竜東振興拠点施設整備計画について

新宮川岸地区におけるリニア発生土を活用した圃場整備の計画と、それにより生み出される非農用地に農産物直売所などの農業振興施設の整備を図ることにより、竜東地区の農業振興をはじめ、当市の6次産業化や産業振興の活性化を図っていく計画であるということは承知しているが、現在竜東振興の拠点となっているシルクミュージアムやふるさとの家との連携等について、直売所や関係する方々には丁寧に説明し、滞りなく事業を進められたい。併せて、財政的な見通しについても、市民に丁寧に説明されたい。 【要望事項】

3-2 商工観光課

(1) 別荘地特別会計の収入未済について

駒ヶ根高原別荘地の管理において、平成30年度決算から収入未済が発生しており、令和2年度決算では、平成30年度の2.3倍強の収入未済額となった。8月に催告書を送付し、回収に努めているとの事である。しかしながら、未だ解消には至っていないため、滞納者に対し個別に実効性ある回収対策を講じ、早期に収入未済額の解消に努めること。 【指摘事項】

(2) 森と水のアウトドア体験広場について

森と水のアウトドア体験広場のウッドデッキ・木柵等の木製施設は、経年劣化による腐食等が見られる。また、アルプス体験館のウッドデッキは、合板による補修を行ったことにより段差が発生したこと及びへこみのある箇所雨水が溜り、それが元で事故につながることも心配される。

また、腐食した木柵に掛けられている危険表示の進入禁止のテープは、景観的にも好ましい状況とはいえないため、施設の整備計画を早期に策定し、計画的な修繕を実施されたい。

昨年度も指摘したが、3on3バスケットコートとスケートボードパークは使用エリアが競合しており、安全性の確保が難しいと思慮するところである。使用エリアが競合しないような対策を早期に実施されたい。 【指摘事項】

4 建設部

4-1 建設課

(1) 建設課所管の他団体会計について

所管している7会計の中で、職員個人のクレジットカードを使用し立替払いしているもの、請求書のあて先が当該団体名ではなく「駒ヶ根市」や「駒ヶ根市建設課」となっている事例があったので、適正な会計処理となる様に改善整備されたい。 【指摘事項】

4-2 都市計画課

(1) 都市公園の管理について

出先監査を実施した都市公園の中には、直径が5センチメートル程の枯れ枝や根元の直径が20センチメートル程の桜の枯損木が見受けられた。強風により倒れる恐れのある樹木や落下に

より利用者がケガをされると思われる枯れ枝については、早期に伐採等されたい。また、経年劣化により木製ベンチのささくれが目立つ公園があった。遊具と同様に定期的に点検を行い、適正な管理に努められたい。

都市公園の中には、松くい虫の影響等により枯損木となったものがある。公園の利用者や近隣の住宅並びに道路を通行中の車両や歩行者に被害が及ぶことがないように定期的に点検を行い、対応が必要なものは早期に実施されたい。 【要望事項】

4-3 上下水道課

(1) 上下水道課所管の他団体会計について

所管している2会計の中で、あらかじめ郵送用として購入した切手について、在庫がある状態のため、管理簿（受払簿）による管理が必要と思われる事例があった。適正な会計処理となる様に改善整備されたい。 【指摘事項】

5 教育委員会

5-1 子ども課

(1) 学校給食費の収入未済について

赤穂・赤穂南学校給食センターの他団体会計である赤穂学校給食委員会（給食費）会計は、児童・生徒の家庭から毎月の給食費を徴収し、駒ヶ根市の一般会計の学校給食受託事業収入に納入するものである。

赤穂・赤穂南学校給食センターの令和3年度の学校給食費過年度分の調定額は4,550千円余、8月末現在の収納額は僅か70千円余であり、未納額が4,480千円余である。因みに現年度分未納額は305千円余である。

過年度分の徴収状況を聴取したところ、卒業後の未納分徴収が困難であるとのこと。長期間に亘り管理を要する事例があることから、組織全体の課題として、債権管理室と連携する中で、滞納者に対し個別に実効性ある回収対策を講じ、早期に収入未済額の解消に努めること。また竜東学校給食センターも同様な措置を講じること。 【指摘事項】

(2) 中学校の他団体会計の取り扱いについて

出先監査を実施した東中学校の他団体会計の事務において、役員連絡用の切手を立替払いで購入し、3箇月以上精算されていない事例があった。公金に準じた適正な処理をされたい。

【指摘事項】

(3) 備品の適正管理について

出先監査を実施した東伊那保育園において、存在していない備品が備品台帳に記載されているもの、備品シールが本来貼付すべき備品に貼られていない事例があった。年1回の確認作業を確実にし適正な備品管理に努められたい。 【指摘事項】

(4) 避難訓練等の実施について

出先監査で訪れた子ども交流センターでは、刺股は設置されていたが、不審者が施設内に侵入した場合の訓練はされていないとのことであった。また、避難訓練については、最近実施したことがないとの説明を受けた。施設の管理者は避難誘導訓練や通報訓練等を定期的に行うと共に、訓練通知書等により訓練の記録を残すようにされたい。また、子どもを預かる施設においては、不審者が施設内に侵入した場合の訓練を計画的に実施されたい。 【要望事項】

(5) AEDの管理等について

出先監査で訪れた子ども交流センターでは、AEDが備え付けてあるが、近年職員に対して、

取扱い講習会が開催されていないとのこと。緊急時に機器の操作を慌てずに出来るよう定期的に操作講習会を開催されたい。 【要望事項】

(6) 備えるべき帳簿等について

つくし園は、幼稚園や保育所と設置目的が異なることは承知しており、幼稚園や保育所のように備えるべき帳簿を管理規則等で規定している訳ではないが、備品台帳、施設の年間行事を記録する帳簿及び沿革誌等については、条例又は管理規則で規定し備えることが適当と考えるので検討されたい。 【要望事項】

(7) 通学路の危険箇所について

小学校の通学路一斉点検の結果、当市は危険で対策が必要な箇所が 17 箇所ある旨の報告がなされた。赤穂小学校の区域では、新たな幹線道路の開通により、東西方向、南北方向それぞれの方向で交通量があり、危険度が増したと思われる交差点もあると感じているところである。

また、赤穂南小学校の区域では通学路の変更をしなければならない箇所もあるとの説明を受けた。

危険箇所については、子どもの命に係わることであるので、道路管理者や警察と連携して優先的に対策を講じられたい。 【要望事項】

<指摘事項及び要望事項の区分について>

【指摘事項】財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの

【要望事項】制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

監査告示第4号

令和3年度定期監査に係る指摘事項及び要望事項について駒ヶ根市長からの回答の公表

令和3年度定期監査に係る指摘事項及び要望事項について、令和4年2月17日付で駒ヶ根市長から回答（措置の通知）があったので、地方自治法第199条第14項及び駒ヶ根市監査委員監査基準第18条第1項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和4年3月2日

駒ヶ根市監査委員	竹村	正司
同	下平	昭治
同	三原	一高

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>I 全体的指摘事項及び要望事項</u></p> <p><u>(1) 他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>各課が所管する他団体会計は、自治体の輪番によるものや、事務の性格上から担当部署の職員が取り扱わざるを得ないといった事情は理解できるが、不祥事等の未然防止の観点から必要最小限の取り扱いとすることを重ねて検討されたい。</p> <p>また、収入票・支出命令書は起票されているが決裁印のないものや日付の記入漏れがあった事例、通帳に動きがあるにも関わらず、収入票が起票されていなかった事例が今年も見受けられたので、改善整備されたい。</p> <p>更に立替払いの原則禁止、源泉徴収事務の取り扱い等、すべて公金に準じた適正な処理を徹底するとともに、備えるべき書類として規約（目的や決裁権者が分かるもの）、予算書、事業計画書、収入票、支出命令書、予算差引簿、金銭出納帳等の整備を徹底されたい。【指摘事項】</p> <p><u>(2) 鍵の管理について</u></p> <p>出先機関において、台帳に記載のない鍵が存在するなど鍵管理台帳や鍵引継書が未完成のところがあった。所管課は出先機関の管理者と連携をとり鍵管理マニュアルに沿った指導監督を徹底されたい。【要望事項】</p> <p><u>(3) 提出書類の確認について</u></p> <p>昨年度も要望したが、例月出納検査や決算審査及び定期監査を実施する中で、細かい所のチェックが出来ていない書類が散見された。以前に比べ職員数が削減され、多岐にわたる業務を遂行していくことは容易な事ではないと推察するが、作成した書類や伝票は公文書であることを認識し、日々の業務に励んでいただきたい。【指摘事項】</p>	<p><u>(1) 他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>他団体会計の取り扱いについては、規約等に基づき、帳票類等の正確な作成に努めるように確認してまいります。</p> <p><u>(2) 鍵の管理について</u></p> <p>令和4年2月1日開催の部課長会及び依頼文書で、各施設の所管課は出先機関を含め適正に鍵を管理するよう、全所属長に再確認し徹底しました。</p> <p><u>(3) 提出書類の確認について</u></p> <p>細かい部分のチェック体制については、複数の目で確認し、公文書としての重要性を再度確認します。</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>（4）樹木、石碑・モニュメント等の管理について</u></p> <p>平成30年度の定期監査においても要望したが、市が管理している施設内の樹木やモニュメントについては、定期的に点検等を行い、その記録をつけると共に地震や強風または触れることにより倒壊の恐れのある樹木や石碑、モニュメントなどは、伐採や補強工事など早期に対応をされたい。【要望事項】</p> <p><u>II 所管別指摘事項及び要望事項</u></p> <p><u>1 総務部</u></p> <p><u>1-1 総務課</u></p> <p><u>（1）草刈り作業における事故防止について</u></p> <p>職員が草刈り機を使用して除草作業を実施した際に小石を飛ばして近くに駐車していた車両の窓ガラスが割れたり、車体を傷つけたために損害賠償をしている事故が毎年のように発生しており、本年度も6月に1件発生している。</p> <p>何れも人身事故には至っていないが、場合によっては深刻な事態になることも有り得るため、管理監督者は、作業前に作業手順等確認し、事故を起こさないための対策を講じてから作業を開始するとともに、組織全体として、安全作業の徹底を図られたい。【要望事項】</p> <p><u>（2）総務課所管の他団体会計について</u></p> <p>所管している3会計の中で、支出命令書は起票されているが、添付の領収書に宛名の記載のないもの、役員手当の支払いにおいて受領印も受領の署名もないものがあった。</p> <p>また、平成28年度末で閉鎖することの決裁を受けておきながら、未だに閉鎖していない会計も見受けられたので、改善整備されたい。</p> <p>【指摘事項】</p>	<p><u>（4）樹木、石碑・モニュメント等の管理について</u></p> <p>公共施設の樹木やモニュメント等の管理点検とその対応状況は（別紙）「公共施設の樹木等の管理方法」のとおりです。引き続き、安全管理に努めてまいります。</p> <p><u>1 総務部</u></p> <p><u>1-1 総務課</u></p> <p><u>（1）草刈り作業における事故防止について</u></p> <p>6月2日に発生した刈払機による作業が原因の車両損傷事故を受け、6月22日付けで、伐木や刈払い作業における安全衛生教育の徹底についての文書を所属長あてに通知しました。また、9月24日には更なる安全衛生教育として、中部労働技能講習センターによる刈払機取扱作業安全衛生教育を実施し33名が受講しました。今後も引き続き、事故防止対策の徹底に努めてまいります。</p> <p><u>（2）総務課所管の他団体会計について</u></p> <p>適正な事務処理に努めてまいります。また、駒ヶ根市職員交通安全会会計の預金残高につきましては、職員の交通安全に活用できる消耗品等を購入し清算します。</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>1-2 危機管理課</u></p> <p><u>(1) 危機管理課所管の他団体会計について</u></p> <p>所管している2会計の中で、支出命令書は起票されているが、請求書は別の簿冊に綴られており、請求書の添付がなく補助金の支払いが完了している事例があったので、公金に準じた会計処理となる様に改善整備されたい。</p> <p style="text-align: right;">【指摘事項】</p>	<p><u>1-2 危機管理課</u></p> <p><u>(1) 危機管理課所管の他団体会計について</u></p> <p>請求書を補助金に関する別簿冊に申請書、完了届と一緒に綴っていたため、請求書については、支出命令書に添付するように改善します。</p>
<p><u>2 民生部</u></p> <p><u>2-1 生活環境課</u></p> <p><u>(1) 生活環境課所管の他団体会計について</u></p> <p>所管している2会計の中で、入金から30日以上経過しているにも関わらず収入伝票や戻入伝票が作成されていない事例があった。適正な会計処理となる様に改善整備されたい。</p> <p style="text-align: right;">【指摘事項】</p>	<p><u>2 民生部</u></p> <p><u>2-1 生活環境課</u></p> <p><u>(1) 生活環境課所管の他団体会計について</u></p> <p>当該団体の会計のうち、切手の購入代金など、やむを得ず現金にて支払う必要があったものの余りを口座に戻す手続きを行った際の（戻入）伝票の不備であった。今後は、会計簿と照合しつつ、同様の不備が無いよう改善します。</p>
<p><u>3 産業部</u></p> <p><u>3-1 農林課</u></p> <p><u>(1) 新宮川岸地区における（仮称）竜東振興拠点施設整備計画について</u></p> <p>新宮川岸地区におけるリニア発生土を活用した圃場整備の計画と、それにより生み出される非農用地に農産物直売所などの農業振興施設の整備を図ることにより、竜東地区の農業振興をはじめ、当市の6次産業化や産業振興の活性化を図っていく計画であるということは承知しているが、現在竜東振興の拠点となっているシルクミュージアムやふるさとの家との連携等について、直売所や関係する方々には丁寧に説明し、滞りなく事業を進められたい。併せて、財政的な見通しについても、市民に丁寧に説明されたい。【要望事項】</p>	<p><u>3 産業部</u></p> <p><u>3-1 農林課</u></p> <p><u>(1) 新宮川岸地区における（仮称）竜東振興拠点施設整備計画について</u></p> <p>シルクミュージアムやふるさとの家との連携を図り、直売所や関係する方々にも丁寧に説明し、事業を進めてまいります。併せて、財政的な見通しについても、市民に丁寧に説明してまいります。</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>3-2 商工観光課</u></p> <p><u>(1) 別荘地特別会計の収入未済について</u></p> <p>駒ヶ根高原別荘地の管理において、平成30年度決算から収入未済が発生しており、令和2年度決算では、平成30年度の2.3倍強の収入未済額となった。8月に催告書を送付し、回収に努めているとの事である。しかしながら、未だ解消には至っていないため、滞納者に対し個別に実効性ある回収対策を講じ、早期に収入未済額の解消に努めること。【指摘事項】</p> <p><u>(2) 森と水のアウトドア体験広場について</u></p> <p>森と水のアウトドア体験広場のウッドデッキ・木柵等の木製施設は、経年劣化による腐食等が見られる。また、アルプス体験館のウッドデッキは、合板による補修を行ったことにより段差が発生したこと及びへこみのある箇所雨水が溜り、それが元で事故につながることも心配される。</p> <p>また、腐食した木柵に掛けられている危険表示の進入禁止のテープは、景観的にも好ましい状況とはいえないため、施設の整備計画を早期に策定し、計画的な修繕を実施されたい。</p> <p>昨年度も指摘したが、3on3バスケットコートとスケートボードパークは使用エリアが競合しており、安全性の確保が難しいと思慮するところである。使用エリアが競合しないような対策を早期に実施されたい。 【指摘事項】</p>	<p><u>3-2 商工観光課</u></p> <p><u>(1) 別荘地特別会計の収入未済について</u></p> <p>未納者へ催告書を送付し納付を促しているが、収入未済の解消に至っていない。対策については、引き続き債権管理室と調整しながら、滞納解消に努めてまいります。</p> <p><u>(2) 森と水のアウトドア体験広場について</u></p> <p>ウッドデッキ等については、計画的に修繕を行ってまいります。</p> <p>3on3バスケットコートとスケートボードパークは使用エリアについては、移転を含め検討をしているが、騒音等の問題などがあり適地が見つからず苦慮している。観光施設ではなく、スポーツ施設として社会教育課を含め検討してまいります。</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>4 建設部</u></p> <p><u>4-1 建設課</u></p> <p><u>(1) 建設課所管の他団体会計について</u> 所管している7会計の中で、職員個人のクレジットカードを使用し立替払いしているもの、請求書のあて先が当該団体名ではなく「駒ヶ根市」や「駒ヶ根市建設課」となっている事例があったので、適正な会計処理となる様に改善整備されたい。【指摘事項】</p> <p><u>4-2 都市計画課</u></p> <p><u>(1) 都市公園の管理について</u> 出先監査を実施した都市公園の中には、直径が5センチメートル程の枯れ枝や根元の直径が20センチメートル程の桜の枯損木が見受けられた。強風により倒れる恐れのある樹木や落下により利用者がケガをされると思われる枯れ枝については、早期に伐採等されたい。また、経年劣化により木製ベンチのささくれが目立つ公園があった。遊具と同様に定期的に点検を行い、適正な管理に努められたい。 都市公園の中には、松くい虫の影響等により枯損木となったものがある。公園の利用者や近隣の住宅並びに道路を通行中の車両や歩行者に被害が及ぶことがないように定期的に点検を行い、対応が必要なものは早期に実施されたい。【要望事項】</p> <p><u>4-3 上下水道課</u></p> <p><u>(1) 上下水道課所管の他団体会計について</u> 所管している2会計の中で、あらかじめ郵送用として購入した切手について、在庫がある状態のため、管理簿（受払簿）による管理が必要と思われる事例があった。適正な会計処理となる様に改善整備されたい。【指摘事項】</p>	<p><u>4 建設部</u></p> <p><u>4-1 建設課</u></p> <p><u>(1) 建設課所管の他団体会計について</u> 立替払いに関しては、当市財務規則に準じて適正な会計処理に努めてまいります。計報の場合など時間外及び休日に緊急で対応が必要な場合もありますのでご理解をお願いします。</p> <p><u>4-2 都市計画課</u></p> <p><u>(1) 都市公園の管理について</u> ご指摘の枯れ枝及び枯損木については、出先監査の翌日に伐採等の処置を行いました。 松くい虫の影響による枯損木は、本年度4本を伐採し、10本の樹幹注入を実施するところですが、今後も定期的な点検と対応を行ってまいります。 また、木製ベンチ等の公園施設は、遊具と同様に定期的に点検を実施し、適正管理に努めてまいります。</p> <p><u>4-3 上下水道課</u></p> <p><u>(1) 上下水道課所管の他団体会計について</u> 改善整備しました。</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>5 教育委員会</u></p> <p><u>5-1 子ども課</u></p> <p><u>(1) 学校給食費の収入未済について</u></p> <p>赤穂・赤穂南学校給食センターの他団体会計である赤穂学校給食委員会（給食費）会計は、児童・生徒の家庭から毎月の給食費を徴収し、駒ヶ根市の一般会計の学校給食受託事業収入に納入するものである。</p> <p>赤穂・赤穂南学校給食センターの令和3年度の学校給食費過年度分の調定額は4,550千円余、8月末現在の収納額は僅か70千円余であり、未納額が4,480千円余である。因みに現年度分未納額は305千円余である。</p> <p>過年度分の徴収状況を聴取したところ、卒業後の未納分徴収が困難であるとのこと。長期間に亘り管理を要する事例があることから、組織全体の課題として、債権管理室と連携する中で、滞納者に対し個別に実効性ある回収対策を講じ、早期に収入未済額の解消に努めること。また竜東学校給食センターも同様な措置を講じること。【指摘事項】</p> <p><u>(2) 中学校の他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>出先監査を実施した東中学校の他団体会計の事務において、役員連絡用の切手を立替払いで購入し、3箇月以上精算されていない事例があった。公金に準じた適正な処理をされたい。</p> <p>【指摘事項】</p> <p><u>(3) 備品の適正管理について</u></p> <p>出先監査を実施した東伊那保育園において、存在していない備品が備品台帳に記載されているもの、備品シールが本来貼付すべき備品に貼られていない事例があった。年1回の確認作業を確実にを行い適正な備品管理に努められたい。【指摘事項】</p>	<p><u>5 教育委員会</u></p> <p><u>5-1 子ども課</u></p> <p><u>(1) 学校給食費の収入未済について</u></p> <p>過年度未納額は年々減少してはいますが、債権管理室とも連携し滞納者個々の状況に応じた対応を検討し対策を講じてまいります。また、現年度分については、翌年度に持ち越して過年度分調定額が増えることのないよう、年度内納入を進めてまいります。</p> <p><u>(2) 中学校の他団体会計の取り扱いについて</u></p> <p>公金の取り扱いを参考に適正な処理を行います。</p> <p><u>(3) 備品の適正管理について</u></p> <p>この度の指摘を受け、備品台帳の再点検を実施しました。</p> <p>今後は適正な備品管理を行ってまいります。</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p><u>（４）避難訓練等の実施について</u> 出先監査で訪れた子ども交流センターでは、刺股は設置されていたが、不審者が施設内に侵入した場合の訓練はされていないとのことであった。また、避難訓練については、最近実施したことがないとの説明を受けた。施設の管理者は避難誘導訓練や通報訓練等を定期的実施すると共に、訓練通知書等により訓練の記録を残すようにされたい。また、子どもを預かる施設においては、不審者が施設内に侵入した場合の訓練を計画的に実施されたい。【要望事項】</p> <p><u>（５）AEDの管理等について</u> 出先監査で訪れた子ども交流センターでは、AEDが備え付けてあるが、近年職員に対して、取扱い講習会が開催されていないとのこと。緊急時に機器の操作を慌てずに出来るよう定期的に操作講習会を開催されたい。 【要望事項】</p> <p><u>（６）備えるべき帳簿等について</u> つくし園は、幼稚園や保育所と設置目的が異なることは承知しており、幼稚園や保育所のように備えるべき帳簿を管理規則等で規定している訳ではないが、備品台帳、施設の年間行事を記録する帳簿及び沿革誌等については、条例又は管理規則で規定し備えることが適当と考えるので検討されたい。【要望事項】</p> <p><u>（７）通学路の危険箇所について</u> 小学校の通学路一斉点検の結果、当市は危険で対策が必要な箇所が17箇所ある旨の報告がなされた。赤穂小学校の区域では、新たな幹線道路の開通により、東西方向、南北方向それぞれの方向で交通量があり、危険度が増したと思われる交差点もあると感じているところで</p>	<p><u>（４）避難訓練等の実施について</u> ご指摘のとおり、子ども交流センターによっては、定期的実施できていないセンターもあるため、各種訓練について年間計画等を立てて実施してまいります。</p> <p><u>（５）AEDの管理等について</u> 今後、各センター職員に対して、心肺蘇生の知識を含め、操作研修を実施するよう計画してまいります。</p> <p><u>（６）備えるべき帳簿等について</u> ご指摘の通り、備品台帳、施設の年間行事を記録する帳簿及び沿革誌等については、整える帳簿として規定するよう、駒ヶ根市児童発達支援施設管理規則を改正してまいります。</p> <p><u>（７）通学路の危険箇所について</u> ハード面で対策可能なものについては道路管理者及び警察等と協議の上、対策を行ってまいります。また、ソフト面については引き続き各学校で安全教育を実施するとともに、通学路の変更が必要と思われる箇所については学校、保護者等と協議の上、必要に応じて対策して</p>

令和3年度定期監査における指摘事項及び要望事項に対する措置状況（回答）

要望事項	措置状況（回答）
<p>ある。</p> <p>また、赤穂南小学校の区域では通学路の変更をしなければならない箇所もあるとの説明を受けた。</p> <p>危険箇所については、子どもの命に係わることであるので、道路管理者や警察と連携して優先的に対策を講じられたい。 【要望事項】</p>	<p>まいります。</p>
<p><指摘事項及び要望事項の区分について></p> <p>【指摘事項】 財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの</p> <p>【要望事項】 制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの</p>	

公共施設の樹木等の管理方法

施設名	所管	管理形態		樹木の安全管理 (危険木の把握方法)	モニュメント等の安全管理 (モニュメント等がある場合記載)
		直営	指管		
市庁舎	総務	○		毎年剪定作業委託業者に危険木の有無を確認してもらう。	
中沢支所、公民館	総務 社教	○		剪定作業委託業者に危険木の有無を確認してもらう。 令和4年度に桜古木3本撤去予定。	忠魂碑は遺族会も含め定期的に点検している。 聖徳太子碑は商工会建設部会にて補強予定。 (いずれも教育委員会所管学校用地内)
東伊那支所、公民館	総務 社教	○		剪定作業委託業者に危険木の有無を確認してもらう。	招魂碑周辺へ立ち入りをしないよう措置する。
福祉共同作業所たんぼぼの家	福祉		○	なし(高砂園で一括管理)	
高齢者保健福祉施設ふれあいセンター	福祉		○	剪定時等に安全確認を実施。 令和2年度一部剪定実施	
福祉センター	福祉		○	令和2年度 樹木伐採済み	
障害者センター高砂園	福祉		○	剪定時等に安全確認を実施。	
福祉共同作業所伊南桜木園	福祉		○	無し(JAで管理)	
老人福祉センター長寿荘	福祉		○	剪定時等に安全確認を実施。	
老人福祉センターやまびこ荘	福祉		○	剪定時等に安全確認を実施。	
介護予防交流センター福寿荘	福祉		○	剪定時等に安全確認を実施。	
福祉企業センター	福祉	○		剪定時等に安全確認を実施。	
都市公園・駅前広場	都市	○		公園を回っている臨時職員に月に1度、危険木の点検をしてもらう。	公園を回っている臨時職員に月に1度、モニュメント等の点検をしてもらう。
駅前広場	都市			職員や道路を回っている臨時職員により、随時危険木の点検を行う。	職員や道路を回っている臨時職員により、随時モニュメントの点検を行う。
市営住宅	都市	○		管理代行業者が年3回、危険木の点検を行う。	
墓地	環境	○		市所有の樹木は無いが、個人が設置した樹木について担当職員が定期的に巡視する。	無し
農産物加工センター	農林		○	無し	無し
駒ヶ根ふるさとの家	農林		○	指定管理における施設管理実施 H27年に敷地内の間伐実施	敷地内に、木製の高台あり、現在使用できないようになっているが、今後予算化の上、取り壊しを検討する。
駒ヶ根シルクミュージアム (シルク館、体験工房、会議室)	農林	○		シルク職員による敷地内の樹木確認及び枝打ちを実施、生育した樹木においては今後予算化の上、伐倒も検討する。	旧龍水社の門柱 シルク職員において毎年確認している。
駒ヶ根高原別荘地	商観	○		担当職員の巡視、応急措置	
森と水のアウトドア体験広場	商観		○	指定管理者による巡視及び報告	
戸倉山キャンプ場	商観		○	指定管理者による巡視及び報告	
駒ヶ根キャンプセンター	商観		○	指定管理者による巡視及び報告	
産地形成促進施設	商観		○	指定管理者による巡視及び報告	
交流促進センター(こまくさの湯)	商観		○	指定管理者による巡視及び報告	
小中学校	子ども	○		定期的に樹木医による診断を実施します。	学校及び職員による点検を随時行います。
保育園、幼稚園、子ども交流センター	子ども	○		定期的に樹木医による診断を実施します。	
赤穂公民館	社教	○		職員による安全点検及び剪定時に安全確認を実施。	
体育施設	社教		○	定期的な安全確認を指定管理者に指示し、危険が想定される場合においては、早急に対応協議を行う。	
ふるさとの丘	社教		○	定期的な安全確認を指定管理者に指示し、危険が想定される場合においては、早急に対応協議を行う。	
重要文化財竹村家住宅	社教		○	定期的な安全確認を指定管理者に指示し、危険が想定される場合においては、早急に対応協議を行う。	
総合文化センター、すずらん公園	社教		○	定期的な安全確認を指定管理者に指示し、危険が想定される場合においては、早急に対応協議を行う。	定期的な安全確認と、危険が想定された場合における立ち入り制限の対応を、指定管理者に指示する。
天竜かっぱ広場	社教		○	定期的な安全確認を指定管理者に指示し、危険が想定される場合においては、早急に対応協議を行う。	定期的な安全確認と、危険が想定された場合における立ち入り制限の対応を、指定管理者に指示する。